

国家検定・資格

確かな技術・高い能力

路面標示施工技能士



技能検定試験風景

路面標示は、一定の様式化された線及び文字、記号などを路面に設置することにより交通の流れを整え、誘導して交通の安全と円滑を確保し、併せて道路構造物の保全を図るために必要なものとなっています。

路面標示施行技能士とは、路面標示に関する法律、規格や技術基準などに関する知識、材料や施工機に関する技術、施工工事に関する技能を備えた者として厚生労働大臣から認定を受けた「技能士」です。

路面標示工事の施工には、確かな技術・高い能力を備えた路面標示施工技能士の存在を欠かすことはできません。



一般社団法人 全国道路標識・標示業協会

Japan Contractors Association of Traffic Signs and Lane Markings

路面標示施工技能士とは

職業能力開発促進法に基づいた国家検定制度

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づいた国家検定制度は、現在130職種が実施されています。

このうち路面標示施工技能士制度は、昭和61年から対象職種(単一等級)に加えられ、都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定(学科試験及び実技試験)に合格した者に厚生労働大臣から「技能士」の資格が与えられます。

全標協は、役員等が中央技能検定委員として試験問題の作成に携わっているほか、各地の実技試験の運営等の協力を行っています。

路面標示施工技能士のメリット

資格保有者は、建設業法で技術者資格として評価され、「主任技術者」に位置づけられるとともに、経営事項審査において加対象となります。また、建設業の許可基準で定める「営業所の専任技術者」になることが認められています。さらに、登録基幹技能者講習(路面標示)を受講するための要件の一つにもなっています。

受検資格

路面標示施工技能検定(単一等級)の受検資格を取得するために必要な実務経験年数は、下表のとおりとなります。原則は3年ですが、路面標示に関連する学科・訓練科を卒業(修了)した場合は0~1年に短縮されます。

受検対象者 ※1	実務経験年数	
実務経験のみ	3	
専門高校卒業 ※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る。)卒業	1	
短大・高専・高校専攻科卒業 ※2 専修学校(大学編入資格付与課程に限る。)卒業	0	
大学卒業 ※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る。)卒業	0	
専修学校 ※3 又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800時間以上	1
	1600時間以上	0
	3200時間以上	0
短期課程の普通職業訓練修了 ※4	700時間以上	1
普通課程の普通職業訓練修了 ※4	2800時間未満	0
	2800時間以上	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※4		0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了		
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了		
職業訓練指導員免許取得		
長期養成課程の指導員養成訓練修了		

※1: 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2: 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3: 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4: 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

技能検定試験

【実技試験】

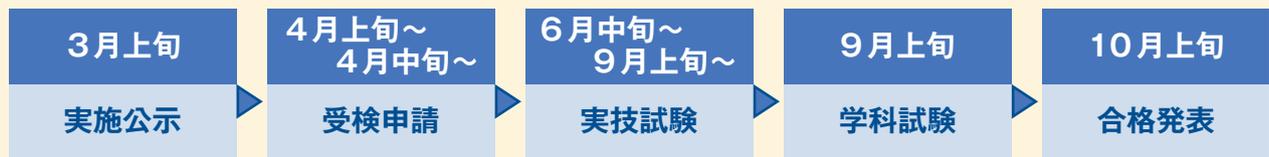
「溶融ペイントハンドマーカージェット作業」又は「加熱ペイントマシンマーカージェット作業」



【学科試験】

- ①路面標示一般 ②路面標示作図法 ③路面標示施工法一般 ④関係法規 ⑤安全衛生
- ⑥「溶融ペイントハンドマーカージェット施工法」又は「加熱ペイントマシンマーカージェット施工法」

資格取得までの流れ



※詳細な日程等は「都道府県職業能力開発協会」へお問い合わせください。

路面標示施工技能士の役割

路面標示施工技能士は、次の施工・指導を行っています。



● 主な路面標示



中央線



車線境界線



普通自転車専用通行帯



進行方向別通行区分



追越しのための右側部分はみ出し通行禁止



斜め横断可

●路面標示の種類

区画線

・車道中央線・車線境界線・車道外側線・歩行者横断指導線・車道幅員の変更・路上障害物の接近・導流帯・路上駐車場

規制標示

・転回禁止・追越しのための右側部分はみ出し通行禁止・進路変更禁止・駐停車禁止・駐車禁止・最高速度・立入り禁止部分・停止禁止部分・路側帯・駐停車禁止路側帯・歩行者用路側帯・車両通行帯・優先本線車道・車両通行区分・特定の種類の車両の通行区分・牽引自動車の高速自動車国道通行区分・専用通行帯・路線バス等優先通行帯・牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間・進行方向別通行区分・右左折の方法・環状交差点における左折等の方法・平行駐車・直角駐車・斜め駐車・普通自転車歩道通行可・普通自転車の歩道通行部分・普通自転車の交差点進入禁止・終わり

指示標示

・横断歩道・斜め横断可・自転車横断帯・横断歩道又は自転車横断帯あり・右側通行・停止線・二段停止線・進行方向・中央線・車線境界線・安全地帯・安全地帯又は路上障害物に接近・導流帯・路面電車停留場・前方優先道路

安全な作業のために必要な知識

道路交通法

道路法
(道路
構造令)

道路運送
車両法

労働安全
衛生法

消防法

高圧ガス
保安法

技術向上のための講習会

地域による講習会の開催

施工作业を行う技能士に対して、作業段階ごとに作業を指導・監督・管理し、効率的かつ良質な工事を施工し得る管理能力を養うために講習会を開催しています。



詳しくは「都道府県職業能力開発協会」へお問い合わせください。

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-19 にしかわビル3階
TEL03(3262)0836 FAX03(3234)3908
<http://www.zenhyokyo.or.jp>